

## 名誉会員の推戴に関する規程

会則第5条に規程する名誉会員の推戴について、次の通り規程する。

### 第1条（名誉会員の推戴）

常任理事会が、正会員で既に満70歳に達している者及び当該年度内に満70歳に達する者の中より、次の各号のいずれかに該当する者を理事会に候補者として推薦し、理事会の賛同を得た者を総会に発議し、その推戴について承認された者を名誉会員とする。

- (1) 通算4年以上の理事長または会長経験者。
- (2) 通算6年以上の常任理事経験者。
- (3) 通算8年以上の理事または監事経験者。
- (4) 学会の創設または運営に功績があった者。
- (5) 学術研究活動において功績の著しい者。
- (6) 上記(1), (2), (3)に準じる役員経験者。

### 第2条（名誉会員の会費等）

名誉会員に対しては、次年度以降の年会費、年次大会参加費を免除する。また、毎年、学会誌及び会報を贈呈する。

年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、正会員と同等の資格を持つ。

### 第3条（名誉会員の公表）

名誉会員の氏名は、本会ホームページ「名誉会員」ページに記載して公表する。

### 附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は、1999年10月30日から施行される。
- 三. 2018年の一括改訂に伴い、2004年7月17日、2017年10月27日の改訂を削除。
- 四. この規程は、2018年8月27日から施行される。